

○神戸学院大学教育改革助成金規程

2014年4月1日

制定

改正 2014年11月27日

2016年4月28日

2016年12月15日

2018年4月1日

2018年12月20日

2020年4月1日

(目的)

第1条 神戸学院大学教育改革助成金(以下「教育改革助成金」という。)は、本学の学士課程教育の質的向上のために、教育方法の工夫改善を中心とした教育活動を奨励し、教育改革の取り組み(以下「教育改革計画」という。)に係る経費を助成することを目的とする。

(助成対象)

第2条 本学の専任教育職員(個人又はグループ。以下「申請者」という。)を対象とし、前条に定める目的のための本学の教育改革計画を助成対象とする。

2 前項のグループには、学部及び共通教育センターを含むものとする。

3 客員教員、非常勤講師、事務職員、教務職員及び実習助手を分担者として加えることができる。

(助成金額)

第3条 教育改革助成金の金額は、1件100万円(税込)を限度とする。

(助成期間)

第4条 助成の対象となる期間は、1年を限度とする。ただし、継続して教育改革助成対象の取組を行う場合でも毎年新たに申請、選考することとする。

(申請手続)

第5条 教育改革助成金を申請しようとする場合は、当該教育改革計画の申請者が、教育改革計画開始年度の前年度1月末日までに、所定の申請書を全学教育推進グループに提出するものとする。

2 前項の申請者が、他の教育改革計画に分担者として加わることは妨げない。

3 申請する内容は原則として本学のその他の取組も含めて、未発表のものに限る。

(審査委員会)

第6条 教育改革助成に関する事項を審議するため、教育改革助成金審査委員会(以下「委員会」

という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 全学教育推進機構長
- (2) 教務センター所長
- (3) 委員長が指名する大学評議員3名
- (4) 委員長が必要と認めた本学の専任教育職員 若干名

3 委員長は、全学教育推進機構長とし、委員会を招集して、議長となる。

4 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育改革計画の募集に関する事項
- (2) 教育改革計画の内容の審査に関する事項
- (3) 教育改革計画の進捗状況の確認に関する事項

5 委員長は、委員以外の職員を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(選考及び決定)

第7条 第5条の申請があつた場合は、別に委員会の定める審査基準に基づき、審査選考を行う。

2 学長は、前項による選考を経て、原則として教育改革計画開始年度の前年度3月末日までに教育改革計画の助成を認める申請者(以下「採択者」という。)及び交付額を決定する。

3 学長は、申請のあつた教育改革計画について、委員会の結果に基づき、その決定を申請者に通知するものとする。

(教育改革助成金の取扱い)

第8条 教育改革助成金の予算編成、執行及び管理の手続については別に定めるものとする。

2 教育改革計画に要する教育改革助成金は、教育改革活動に直接必要な経費に当てるものとし、その取扱いについては、本学の経理に関する規定により、これを処理しなければならない。

3 教育改革助成金を、他の予算に流用したり、他の予算を当該教育改革助成金へ流用してはならない。

(採択者の義務)

第9条 助成の決定した採択者は助成の目的を踏まえ、教育改革計画に沿い、教育改革活動を行わなければならない。

(計画の変更)

第10条 採択者は、教育改革助成金交付の決定後、教育改革計画に重要な変更(中止を含む。)を加えようとするときは、教育改革計画開始年度の5月末日までに委員会の議を経て、学長

の承認を受けるものとする。

2 前項にかかわらず、軽微な変更の場合については、委員長の判断に拠るものとする。

(支出方法)

第11条 採択者が支出を要するときは、その都度所定の調達請求書等により全学教育推進グループに申し出るものとする。

2 全学教育推進グループ長は、前項による申し出を適切なものと判断した場合は、速やかに支出のため本学所定の手続きをとるものとする。

(図書、備品の帰属と保管)

第12条 教育改革助成金で購入した図書、備品はすべて大学に帰属する。

2 図書、備品は採択者が本学の専任教育職員として在職中はこれを各自が保管し、その専用に供することができる。ただし、本学の専任教育職員でなくなつたときは、これを大学に返還するものとする。

(監査)

第13条 学長は、必要があると認めるときは、交付した教育改革助成金について監査し、又は教育改革状況報告を求めることができる。

2 前項の監査・報告の結果、学長は必要があると認めるときは、教育改革計画の中断を命じることができる。

(教育改革計画成果等の報告)

第14条 採択者は、助成期間終了後、1月以内に教育改革計画事業報告書及び収支報告書を委員会を通じて、学長に提出しなければならない。

(教育改革計画成果の発表)

第15条 採択者は、教育改革期間終了年度の次年度に開催する成果発表会にて成果報告を発表しなければならない。

2 採択者は、前条の教育改革計画成果等の報告及び前項の教育改革の成果発表がない場合は、新たに教育改革助成に申請できないものとする。

3 委員会において優れた成果と認められた採択者は、教育改革期間終了年度の次年度に発行する機関誌に、「活動報告」として教育改革助成金による成果報告を投稿によって発表しなければならない。

(教育改革計画成果に関わる論文の公表等)

第16条 採択者は、論文等として公表する場合は、教育改革助成金に基づくものであることを明記しなければならない。

(事務担当)

第17条 教育改革助成に関する事務は、全学教育推進グループが担当する。

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、全学教育推進機構会議及び評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 2014年度については、第4条の規定にかかわらず、助成の対象となる期間は、2014年8月1日から2015年3月31日までとする。
- 3 2014年度については、第5条の規定にかかわらず、教育改革助成金を申請しようとする場合は、当該教育改革計画の申請者が、教育改革計画開始年度の5月末日までに、所定の申請書を教育開発グループに提出するものとする。
- 4 2014年度については、第7条第2項の規定にかかわらず、学長は、前項による選考を経て、原則として7月末日までに教育改革計画の助成を認める個人又はグループ(以下「採択者」という。)及び交付額を決定する。
- 5 2014年度については、第10条の規定にかかわらず、採択者は、教育改革助成金交付の決定後、教育改革計画に重要な変更(中止を含む。)を加えようとするときは、教育改革計画開始年度の9月末日までに審査委員会の議を経て、学長の承認を受けるものとする。

附 則(2014年11月27日)

この規程は、2014年11月27日から施行する。

附 則(2016年4月28日)

この規程は、2016年4月28日から施行する。

附 則(2016年12月15日)

この規程は、2016年12月15日から施行する。

附 則(2018年4月1日)

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則(2018年12月20日)

この規程は、2018年12月20日から施行する。

附 則(2020年4月1日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。